

奈半利町公式ホームページのバナー広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈半利町ホームページに掲載するバナー広告(以下「広告」という)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 奈半利町公式ホームページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された電子(デジタル)媒体情報で、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載場所)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の位置 町ホームページトップページの一部
- (2) 枠数 3枠

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令または条例等に反するもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の種類)

第5条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50 ピクセル・横170 ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメ不可)・JPEG
- (3) データ容量 10KB 以下

(広告の禁止表現)

第 7 条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「奈半利町防災情報」、「職員採用情報」等の表現、奈半利町町章の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

(広告の制限事項)

第 8 条 広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

(1) イメージ等の点滅のあるもの。

(2) 画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えがあるもの。

2 町は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(広告の掲載期間)

第 9 条 広告を掲載する期間は、4 か月、8 ヶ月、12 ヶ月とする。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日の午前0時とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日の午後24時とする。

(広告掲載の募集方法)

第10 条 広告は、原則として町ホームページにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 第1項の規定により公募する場合は、広告主となり得る者等に対し、公募について案内することができる。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告の掲載を希望する者は、様式第1号により広告案の原稿を添えて、町長が指定する期間内に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第12条 町長は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条から第8条の規定に基づき審査し、次の各号の順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位ของときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

(1) 次のア及びイに掲げるもの

ア 町内産業の育成、地場産品の販売促進、観光振興その他の町内地域経済の活性化に資す

ると判断することができるもの

イ 私企業のうち、公共性が高く、かつ、町内に事業所等を有するもの

(2) 前号のイの規定に該当しない私企業又は自営業で、町内に事業所等を有するもの

(3) その他のもの

2 第3条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。ただし、抽選に先立って申込者と調整を行うことができる。

3 前項の規定による抽選実行者は、町長とし、抽選方法はくじ引きとする。

4 町長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、様式第2号により当該申込者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第13条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、前条第4項の規定により広告掲載の決定を受けたときは、町が指定した期限(1週間)までに承諾書を提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告主は、広告原稿を第4条から第8条の規定に基づき作成し、原則として承諾書を提出する日までに、町が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条から第8条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第15条 広告の掲載料は、次のとおりとする(消費税及び地方消費税を含む。)。ただし、1枠当たりの金額とする。

	町内に事業所等を有するもの	左記以外のもの
--	---------------	---------

4ヶ月	20,000 円	40,000 円
8ヶ月	35,000 円	70,000 円
12ヶ月	50,000 円	100,000 円

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として広告掲載開始日から起算して10 日前の日までに、納入通知書により一括前納するものとする。
(広告掲載の取消し)

第16 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第14 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第15 条第 2 項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 第 4 条から第 8 条の規定に反すると判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して1 週間以内に理由を付してその旨を通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により広告掲載を取り消した場合、広告の取り下げを受理した日の属する月の翌々月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。その返還金額は、月額費用を5 千円として計算するものとする。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第17 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により申し出なければならない。

3 町長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合、広告の取り下げを受理した日の属する月の翌々月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。その返還金額は、月額費用を5 千円として計算するものとする。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第18 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第15 条第 1 項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1 か月単位につき1 日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、町が町ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2 日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料

を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第19条 広告主は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町長にあらかじめ協議するものとし、第14条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第14条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに届け出るものとする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。